

## 許 可 条 件

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、施設等の利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において利用者に損害が生じても、教育委員会はその責を負わない。
  - (1) 利用者、入館者等が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 利用者、入館者等が、施設及び附属設備等を破損するおそれがあるとき。
  - (3) 偽り、その他不正の手段により施設等の利用の許可を受けたとき。
  - (4) 許可された利用目的以外に施設等を利用し、又は利用しようとしたとき。
  - (5) 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に施設等を利用させ、若しくは利用させようとしたとき。
  - (6) 管理及び運営上支障があると認められるとき。
  - (7) 集団的又は常習的に、暴力その他不正行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
  - (8) 災害その他の不可抗力の理由により、施設等の利用ができなくなったとき。
  - (9) 紀の川市コミュニティ施設条例及び紀の川市コミュニティ施設管理規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
  - (10) その他教育委員会が不相当と認めるとき。
- 2 利用者は、コミュニティ施設利用中、その利用にかかる施設等について、善良な管理を怠ってはならない。
- 3 利用者は、関係官公署等への届け出又は許可を受ける必要がある場合は、利用前日までにその手続きを完了し、届出済又は許可済がわかる書類を提示しなければならない。
- 4 利用者は施設等の利用に当たり、これを模様替えし、又は設備等を付加しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 5 利用者は、係員が立入検査をするときは、これを拒むことができない。
- 6 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに利用者の負担においてこれを原状(清掃・整理)に復し、係員に届け出てその点検を受けなければならない。許可の取消し又は利用の制限若しくは中止を受けたときも同様とする。
- 7 施設等を破損し、又は滅失した場合は、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 8 利用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を破損し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 9 原則として既納の使用料は、還付しない。

## 利 用 上 の 注 意

- 1 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 利用許可時間を厳守すること(利用時間には準備と後片付けの時間を含みます。)
  - (2) 収容人員は施設の定員を超えないこと。
  - (3) 専ら営利を目的とした利用を行ってはならない。
  - (4) 許可を受けないで壁及び柱等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
  - (5) 許可を受けないで所定の場所以外で、火気を使用しないこと。
  - (6) 許可を受けないで設備器具を施設外に持ち出さないこと。
  - (7) その他係員の指示に従うこと。
- 2 利用者は、入館者に次の事項を遵守させなければならない。
  - (1) 所定の場所以外で飲食又は火気を使用しないこと。
  - (2) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
  - (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
  - (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
  - (5) その他係員の指示に従うこと。
- 3 各室の利用は、セルフサービスが基本です。係員の指示に従って、利用者で準備、片付けをしてください。利用を終了したときは、直ちにその旨を届け出て係員の点検を受けてください。なお、ゴミは利用者において処理してください。
- 4 看板類、事務用品、消耗品等は、利用者でご用意ください。

## 非 常 の 場 合

施設や設備の状況をよく把握し、非常口、消火設備等の位置を確認しておいてください。  
なお、非常の場合は、慌てないで係員の指示に従って行動し、非難誘導にご協力ください。